

消費者契約法専門調査会の検討に関する意見について

平成29年4月28日

日本証券業協会
常務執行役 自主規制本部長 山内公明

第1 合理的な判断をすることができない事情を利用して 契約を締結させる類型

＜論点に対する意見＞

法令・規則に基づく説明や、投資者保護を目的とした情報提供やアフターフォローとしての情報提供が、結果として取引の勧誘に結びついた場合などには、本条項が適用されないことが明確となるよう配慮をお願いしたい。

金融商品取引業者等の義務

- ・ 金融商品取引法：当該金融商品に関するリスク事項等の説明
- ・ 金融庁監督指針：販売後の金融商品の状況に大きな変動等があった場合には、適時適切な情報提供に努めること

本条項への懸念

- ✓ 提供情報を受け、顧客が売買取引を行うことは十分に想定される。
- ✓ 提供情報がリスクや損失に関する情報であった場合、適用を過大に解釈し、当該条項に抵触するように捉えられないか。

第2 不当条項の類型の追加

1. 消費者の後見等の開始を解除事由とする条項

<論点に対する意見>

投資者(被後見人)保護や、適合性原則の遵守のため、後見等の開始を理由として契約解除することが必要となる場合があるので、契約解除条項について、一律無効とされないようお願いしたい。

金融商品取引業者等

- ・(広義の)適合性原則(顧客の属性等に応じた勧誘)
- ・(狭義の)適合性原則(説明の限りを尽くしても理解できない顧客に対しては、一定の取引を行ってはならない)

適合性原則等を踏まえた対応

後見人に対する高リスク商品の勧誘が適合性原則に違反するとされた裁判例、高リスク商品(信用取引、FX取引等)を放置することによる顧客のリスク等を踏まえ、高リスク商品の新規取引停止、既存取引の解除(売却)、信用取引口座の閉鎖などを行う

被後見人

判断能力に欠け、自己責任原則を問えない

後見人

善管注意義務(資産の保全)

- ✓ 未成年の後見人に対して、リスクの高い金融商品を勧誘したことが適合性原則に違反するとして、金融商品取引業者等の不法行為責任が認められた裁判例の存在
- ✓ 信用取引やFX取引など価格変動の大きな商品は、顧客との間で意思疎通が限定的となることに伴って建玉を放置せざるを得ない場合、顧客の損失拡大リスクが高まることから、契約を解除することは、顧客の利益にも適うこと
- ✓ 上記のように、契約を存続させることにより投資者に損害が生じるリスクが高まることや、その結果、金融商品取引業者等が責めを負うおそれがあることから、たとえ後見人が取引継続を希望しても、新規取引の停止、既存契約の解除(信用取引口座の閉鎖、建玉の決済)を行えるよう条項を設けている。

第2 不当条項の類型の追加

2. 解釈権限付与条項・決定権限付与条項

＜論点に対する意見＞

市場の公正性・健全性を確保する目的において規定する契約解除条項については無効とされないよう明確化をお願いしたい。

金融商品取引業者等

- ・市場の公正性・健全性の確保

＜規定例＞

排除

排除すべき投資者

- ・反社会的勢力等に該当する者
- ・不公正取引を行う者 等

取引約款等：「当該約款に規定する事項(※)に違反したと当社が認めた場合は契約を解除する」

(※)規定する事項…反社会的勢力ではないこと、法令等に違反しないこと等

運用

顧客が反社会的勢力である、又は、不公正取引を行っているという顧客との合意は困難であり、事実を認定する権限もないため、金融商品取引業者が認めた場合に適用し、顧客を速やかに市場から排除

(顧客との合意が困難な理由)

- ・マネーロンダリング等は、捜査等のため法令により顧客への伝達が禁止。
- ・反社会的勢力等の排除は、担当者の身体・生命の安全上、説明は困難。
- ・不公正取引は、顧客への注意喚起等を行ってもなお同様の取引を継続して行う顧客に適用。

第7 困惑類型の追加

＜論点に対する意見＞

顧客の意思表示に基づく購入の合意については困惑類型に該当せず、本条項が適用されることがないようにお願いしたい。

金融商品の販売フロー(一般的な場合)

※原則として約定後の取り消しはできない



金融商品の販売フロー(私募商品等)



本条項への懸念

- ✓ 本条項を拡大解釈することによって購入の意思表示後に取り消しが行われた場合、金融商品取引業者に多大な損失が生じるおそれ

※商慣習として、取引の約束時点で以降の取消し
ができないことを明示し、申込書等を受入れ

参考

金融商品取引業における投資者保護制度

(第18回(平成27年10月16日)消費者契約法専門調査会提出資料)

① 金融商品取引業者の登録制・監督の概要

- 一定の要件を満たし、内閣総理大臣(金融庁)の登録を受けた者でなければ、金融商品取引業を行うことができない。(注意喚起を行った無登録業者は金融庁ウェブサイトにて公表)
- 金融商品取引業者は、法令・自主規制に基づき内部管理態勢を構築し、その適切性について行政及び自主規制団体の検査・監査を受ける

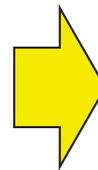
金融庁

- ◆ 金融商品取引法、監督指針等の適用
 - ・参入規制(登録の要件)
 - ・業規制
 - ・行為規制(広告規制、勧誘規制等)
 - ・検査(証券取引等監視委員会)
 - ・行政処分(登録取消、業務停止等)、課徴金
- ◆ 金融商品販売法の適用



金融商品取引業者

- ◆ 登録の基本的事項
 - ・財務基盤
 - ・分別管理義務
 - ・投資者保護基金への加入
 - ・人的構成 等
- ◆ 外務員登録
- ◆ 行為規制
 - ・広告規制の遵守、広告の審査
 - ・勧誘規制の遵守
 - ・顧客の適合性に応じた説明の実施
 - ・わかりやすい書面の作成
- ◆ 社内規則の整備
- ◆ 苦情処理態勢の構築



日本証券業協会 (認可金融商品取引業協会)

- ◆ 自主規制規則の適用
- ◆ 外務員試験・登録、処分
- ◆ 監査(オンサイト／オフサイト)
- ◆ 協会員処分(会員権停止、過怠金等)

② 金融商品取引の枠組み

- 有価証券等の発行会社による情報開示、金融商品取引業者による適合性の原則に基づいた投資勧誘及び説明義務の履行により、投資者に対して情報提供が行われる。
- 投資者は、提供された情報に基づき、自己責任により投資判断を行う。

金融商品取引業者

- ◆ 適合性の原則
 - ・投資者の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らし、不適切な勧誘を行わない原則
- ◆ 適切な投資勧誘・広告の表示
 - ・商品特性・リスクを勘案した適切な取引案内
- ◆ 説明義務・書面の交付
 - ・投資者への適切な情報提供、顧客属性・投資経験等に応じた説明

投資勧誘等

発行会社

- ◆ ディスクロージャー（開示）
 - ・有価証券届出書等の法定書類の公衆縦覧
 - ・適時開示の実施

開示

投資者

- ◆ 自己責任の原則
 - ・投資家が自らの投資判断でその取引を行い、その利益・損失のリスクは、自ら負担する原則
- ※ 自己責任の原則の前提として、投資判断に足りる適切な情報提供が行われることが必要とされる。

③ 金融商品取引業者による情報提供について

- 投資者の自己責任原則に基づく投資判断の前提として、金融商品取引業者や発行会社による適切な情報提供が求められる。
- 情報提供に当たっては、広告等における必要事項のわかりやすい表示が求められる。
- 適合性の原則に基づき、顧客属性や投資経験等に応じた説明を行うことが求められる。

金融商品取引業者

◆ 投資勧誘

- ・顧客属性に応じた投資勧誘手続き（高齢者取引ルール等）
- ・商品特性やリスクに応じた説明や投資勧誘の実施（複雑な仕組債、通貨選択型投資信託・毎月分配型投資信託、デリバティブ取引など）
- ・取引態様による特別な注意（投資信託の乗換時、短期売買、信用取引の制限など）

◆ 広告表示

- ・広告を行う際には、商品の損失リスク、手数料等、業者の概要を表示する義務
- ・テレビCM、立て看板など、広告の方法によっては必要表示事項を限定
- ・適切に表示されているか、資格要件を満たした者による広告の社内審査実施義務

◆ 説明義務・書面交付

- ・金融商品に係る重要事項の説明義務
- ・商品の損失リスク、手数料、業者の概要、紛争解決機関（FINMAC）の名称等を記載した契約締結前交付書面の交付義務（商品種別ごとに作成）
- ・特にリスクの高い商品は、注意喚起文書の交付義務

情報提供・投資勧誘等

投資者

④ 金融商品取引業における苦情紛争対応について

- 金融商品取引業者において顧客からの苦情等を受け付け、損失補てん(損害賠償)の要件を満たすものである場合は、管轄財務局等の確認を経て、損失補てんを行う。
- その他のトラブルについては、ADR機関であるFINMACによるあっせん等の対応も行う。

